

篠栗町告示第1号

住居表示の実施に伴う字の区域及びその名称の変更案を下記のように定めたので、
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により
告示し、縦覧に供する。

なお、同条第2項の定めるところにより、告示された案に係る区域内に住所を有する者で篠栗町の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その案に異議があるときは、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附してその案に対する変更の請求をすることができる。

令和7年1月6日

篠栗町長 三浦 正



記

1 字の区域及びその名称の変更案の内容

別図1に示す区域を別図2に示すとおりとする。

2 告示及び縦覧の期間

自 令和7年1月6日（月）
至 令和7年2月5日（水）

3 縦覧場所及び時間

場所 篠栗町役場 1階 住民課
時間 開庁日の午前8時30分から午後5時まで

以上